

【災害等により制服の再購入が必要となった場合の給付額の加算】

災害等（火災・地震・豪雨等）により制服が喪失・毀損し、再度購入が必要となった世帯に対し、奨学のための給付金の給付額を加算します。

対象となる可能性のある方については、個別に対応させていただきますので、事務室へ御相談ください。

【制服の喪失等による加算】 [チラシ](#) [給付額加算 Q&A](#)

1 対象となる可能性のある世帯

- （１）着用を義務付けられている制服が災害等により喪失・毀損し、再度、制服の購入が必要である生徒のいる世帯。
- （２）上記に該当し、奨学のための給付金を行ったか、これから行う世帯。
（家計急変世帯を含む。ただし生活保護（生業扶助）受給世帯は対象外。）

2 申出期間

令和９年１月２９日（金）

※対象となる可能性がある場合、随時事務室へ御相談ください。